

半田市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 この要綱において、給付の対象となる日常生活用具（以下「用具」という。）の種目は、別表第1及び別表第2の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、次の各号に掲げる者のうち、市長が給付を必要と認めるものとする。

- (1) 別表第1の「種目」欄に掲げる用具については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第4条第1項第1号から第4号に定める者のうち、同表の「障がい及び程度」欄に掲げるものとする。
- (2) 別表第2の「種目」欄に掲げる用具については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第4条第1項第5号に定める者（以下「難病患者等」という。）のうち、同表の「対象者」欄に該当するものとする。ただし、前号に該当する者を除く。

(併給の制限)

第3条 この要綱における給付にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条及び第53条に定める給付のうち、用具の貸与、購入費の支給及び住宅改修費の支給を優先し、これと併給しない。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者又はこれを扶養する者は、日常生活用具給付申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 用具の見積書
- (2) 給付を受けたい用具の詳細が確認できるカタログ等の写し。ただし、ストーマ装具及び紙おむつ等（以下「ストーマ装具等」という。）を申請する場合は、添付を省略することができる。
- (3) 紙おむつ等の給付を初めて申請する場合、知的障がい者B・C判定又は精神障がい者が頭部保護帽の給付を申請する場合及び呼吸器機能障がい以外の者がネブライザー、電気式たん吸引器又はネブライザー付電気式たん吸引器の給付を申請する場合は、日常生

活用具給付意見書（様式第2）

（4） 居宅生活動作補助用具の給付を申請する場合は、住宅改修の詳細が確認できる工事図面

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の者が申請する場合は、日常生活用具給付意見書（様式第2）及び特定医療費受給者証の写しを添付するものとする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付を受けようとする者又はこれを扶養する者は、原則として前回の給付日より、別表第1及び別表第2の「更新年数」欄に規定する期間を経過していなければ申請できないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、天災又は盗難、その他本人の責めによらないものにより修理不能又は用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。
- 4 再給付が認められた場合は、再給付の給付日を更新年数の起算日とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、居宅生活動作補助用具の支給は、給付を受けようとする者の主たる住居に対して行われるものとし、住居が借家の場合は家主の承諾を必要とする。

（給付の決定）

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに障がい者の身体の状況、居住の状況、世帯の状況等を調査書（様式第3）により調査して、給付の適否を決定するものとする。

- 2 前項の規定で定める世帯は、用具の給付を受けようとする者及びその配偶者をいう。ただし、用具の給付を受けようとする者が18歳未満の場合は、用具の給付を受けようとする者本人と同じ住民基本台帳上に記載された全ての者をいう。
- 3 第1項における調査のために、申請者は前項に定める世帯の課税情報等を市長に届け出なければならない。ただし、市長が、あらかじめ同意を得た上で、公簿等により課税状況を確認できる場合は、この限りではない。
- 4 市長は、第1項の規定により給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第4）及び日常生活用具給付券（様式第5）（以下「給付券」という。）により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付決定連絡書（様式第6）により日常生活用具の販売を行う事業者（以下「日常生活用具業者」という。）に通知するものとする。
- 5 ストーマ装具等については、前項の給付券1枚により2か月分を交付し、申請1回につき給付券3枚まで一括交付できるものとする。
- 6 市長は、第1項の規定により給付を行わないと決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 前条第4項の規定により給付の決定を受けた者又はこれを扶養する者（以下「利用者等」という。）は、当該決定を受けた用具の購入に要する費用の一部を負担しなければならない。この場合において、利用者等が負担する額は、決定を受けた用具の購入に要する費用のうち別表第1及び別表第2に定める基準額を上限として別表第3に定める基準により算出した額とし、用具の購入に要する費用が基準額を超える場合には、用具の購入に要する費用と基準額との差額を利用者等が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に定める世帯に属する者のうち日常生活用具の給付を申請した月の属する年度（日常生活用具の給付を申請した月が1月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、用具の購入に要する費用の全額を利用者等が負担するものとする。

3 前項の納税額を算出する際に用いる税率のうち、地方税法第313条に規定する所得に係る税率については、同法第314条の3に規定する標準税率とする。

4 利用者等は、第1項及び第2項の規定により負担すべき額を用具の引渡しを受けた日に、当該引渡しを行った日常生活用具業者に対して直接支払うものとする。

5 利用者等がストーマ装具等の給付を受けた場合の月別の費用の負担額については、2で除して得た額を各月の利用者負担額とし、端数が出た場合は当該2か月のうち最初の月の利用者負担額に算入するものとする。

（費用の請求）

第7条 第5条第4項の規定により通知を受けた日常生活用具業者は、用具の引渡しの際、利用者等から給付券に受領確認の記名されたものを回収し、これを添付の上、給付券に記載された公費負担額について市長へ請求するものとする。

2 居宅生活動作補助用具の給付に係る請求にあたっては、前項に定めるもののほか、改修前及び改修後の写真を添付するものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた利用者等は、当該用具を譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

2 利用者等が前項に違反した場合、市長は、当該給付に係る公費負担分の全額又は一部をその者から返還させることができる。

（その他）

第9条 点字図書の給付を行うにあたっては、半田市点字図書給付事業実施要綱に定めるとこ

ろによる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 半田市重度身体障がい者日常生活用具給付事業実施要綱及び半田市重度障がい児・者日常生活用具給付事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年11月5日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、平成19年4月1日から、改正後の第5条第2項の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 半田市住宅改善費助成金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい1・2級 (18歳以上)	154,000円	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	10年
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級 (18歳以上で常時介護を要する者)	100,000円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級 (6歳以上で常時介護を要する者)	84,000円	尿が自動的に吸収されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
		20,900円	「特殊尿器」として購入した本体の付属品であり、尿を吸収するため、陰部から尿をためる部分へつながる管で、本体とは別に交換が可能なもの。	1年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい1・2級 (3歳以上で入浴時に家族等他人の介助を要する者)	82,400円	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1・2級 (6歳以上で下着交換等時に家族等他人の介助を要する者)	15,000円	介助者が障がい児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用リフト(昇降機)	下肢又は体幹機能障がい1・2級 (3歳以上)	200,000円	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい1・2級 (6歳以上18歳未満)	159,200円	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの。	8年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい（3歳以上で入浴時に介助を要する者）	90,000円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から5年の期間内に購入する合計額とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	5年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
便器	下肢又は体幹機能障がい1・2級 （6歳以上）	4,450円 手すり付 15,000円	障がい児・者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
温水洗浄便座操作パネル	上肢障がい1・2級 知的障がいA判定（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者） （6歳以上）	21,600円	障がい児・者が容易に使用し得るものであって、排泄の自立が図られるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	5年
歩行補助つえ （一本杖）	下肢・体幹・平衡・移動機能障がい	5,000円	手に持って歩行の補助となる一本の長い棒で、片側の使用のみで歩行が可能となるもの	3年
移動支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい （3歳以上で家庭内の移動等において介助を要する者）	60,000円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から8年の期間内に購入する合計額とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
頭部保護帽	下肢、体幹、平衡機能、 移動機能障がい 知的障がい 精神障がい（てんかん発 作等の症状のある者） ※知的障がいB・C判 定、精神障がいについて は、医師意見書により頻 繁に転倒することが確認 できる者	スポンジ・革製 15,656 円 スポンジ・革・プラスチ ック製 37,852 円 ※レディメイドの場合 は、上記それぞれの 基準額の80%以 内の額	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年 ※18歳 未満の児 童に係る 成長に伴 う耐用年 数内の再 作成は可 能とする。 ただし、1 年未満の 再作成は 不可。
火災警報器	身体障がい1・2級 知的障がいA判定 精神障がい1級 (火災発生の感知及び避 難が著しく困難な障がい 者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯)	20,350 円/台	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの。 (必要に応じ1世帯2台を限 度とする。) ただし、設置個所は消防法によ り設置義務となっているところとす る。	8年
自動消火器	身体障がい1・2級 知的障がいA判定 精神障がい1級 (火災発生の感知及び避 難が著しく困難な障がい 者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯)	24,200 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年 ※消火器 に定めら れた使用 期限を過 ぎた場合 はこの限り ではない。
電磁調理器	視覚障がい1・2級 知的障がいA判定 (18歳以上)	20,000 円	障がい者が容易に使用し得るも の ※調理器具等の付属品は除 く。 ※一世帯一台限り	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1・2級 (6歳以上)	12,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	10年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障がい2級 (聴覚障がい者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯で日常生活上必要と 認められる世帯)	87,400 円 ※種類の異なる複数 の商品を給付する場 合は、初回購入から 10年の期間内に 購入する合計額とす る。	音、声音等を視覚、触覚等によ り知覚できるもの。 なお、サウンドマスター、聴覚障が い者用目覚時計、聴覚障がい 者用屋内信号灯を含む。	10年 ただし、給 付した商 品ごとに 購入日か ら適用す る。
視覚障がい者自立 支援用具 (物品識別装置 、電子式歩行補助 具、音響案内装置 、視覚障がい者用 学習用具、音声色 彩判別装置、紙幣 識別機及び活字文 書読上げ装置のうち 1用具)	視覚障がい1・2級 (6歳以上)	100,000 円	障がい児・者が容易に使用し得 るもの。	6年 (用具の 購入に要 する費用 が 50,000 円に満た ないときは 3年)

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
透析液加温器	腎臓機能障がい1・3 級(3歳以上で自己連 続携行式腹膜灌流 法(CAPD)による 透析療法を行う者)	51,500 円	透析液を加温し、一定温度に 保も。	5年
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい1・ 3級 同程度の身体障がい (呼吸器機能障がい以 外は、意見書により必要 と認められる者)	36,000 円	障がい児・者が容易に使用し得 るもの。	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい1・ 3級 同程度の身体障がい (呼吸器機能障がい以 外は、意見書により必要 と認められる者)	56,400 円	障がい児・者が容易に使用し得 るもの。	5年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
ネブライザー（吸入器）付電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい1・3級 同程度の身体障がい （呼吸器機能障がい以外は、意見書により必要と認められる者）	73,440 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※ネブライザー（吸入器）及び電気式たん吸引器単体との併給は不可	5 年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円	障がい者が容易に使用し得るもの。	10 年
視覚障がい者用体温計	視覚障がい1・2級 （6歳以上）	9,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※一世帯一台限り	5 年
視覚障がい者用体重計	視覚障がい1・2級 （6歳以上）	16,200 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※一世帯一台限り	5 年
視覚障がい者用血圧計	視覚障がい1・2級 （6歳以上）	11,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※一世帯一台限り	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメータ）	呼吸器機能障がいであって医療保険における在宅酸素療法を行う者	42,000 円	動脈血中の酸素を測定できるのであって、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【情報・意思疎通支援用具】				
携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由児・者（6歳以上で発音・発語に著しい障がいを有する者）	98,800 円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年
情報・通信支援用具	視覚障がい1・2級又は上肢障がい1・2級 （6歳以上）	150,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から4年の期間内に購入する合計額とする。	障がい者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及び専用ソフト。	4 年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
点字ディスプレイ	視覚障がい1級の者又は視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級の者 （18歳以上）	383,500 円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【情報・意思疎通支援用具】				
点字器	視覚障がい児・者であつて、点字で文字を打ち、日常生活に必要な者	10,400 円	点字を打つことができるもの。	5 年
点字タイプライター	視覚障がい 1・2 級 (6 歳以上)	74,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい 1・2 級 (6 歳以上)	録音再生機 85,000 円 再生専用機 48,000 円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6 年
※視覚障がい者用テープレコーダー (上記視覚障がい者用ポータブルレコーダーを希望しない場合)	視覚障がい 1・2 級 (6 歳以上) ※視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給は不可	23,000 円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5 年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい (6 歳以上)	198,000 円	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。 又は音声により読み上げることができるもの。	8 年
視覚障がい者用時計	視覚障がい 1・2 級	触読時計 13,450 円 音声時計 16,300 円	障がい者が容易に使用し得るもの。	10 年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいを有する者 (6 歳以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者)	30,000 円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【情報・意思疎通支援用具】				
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6 年
人工喉頭	音声機能喪失者 (喉頭摘出者)	笛式 5,150 円	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4 年
		電動式 72,000 円	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む。）	5 年
点字図書	視覚障がい	必要と認められた額	点字により作成された図書。 (情報の入手を点字によっている視覚障がい者)	－
人工内耳用電池 (充電電池)	聴覚障がいであって、人工内耳を装用している者	17,600 円	人工内耳に使用する充電電池であり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ※空気電池との併給は不可	2 年
人工内耳用電池用 充電器	聴覚障がいであって、人工内耳を装用している者	28,600 円	人工内耳に使用する充電電池を充電するものであり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ※空気電池との併給は不可	3 年
人工内耳用電池 (空気電池)	聴覚障がいであって、人工内耳を装用している者	3,025 円/月	人工内耳に使用する空気電池であり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ※充電電池・人工内耳用電池用充電器との併給は不可	－

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【排泄管理支援用具】				
ストーマ装具	直腸機能障がい (ストーマ造設者)	消化器系 8,858 円/月	ストーマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。 また、装具使用にあたり必要と認められる付属品。 ただし、付属品のみ支給は不可。	—
	膀胱機能障がい (ストーマ造設者)	尿路系 11,639 円/月	ストーマから排出される尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付のもの。 また、装具使用にあたり必要と認められる付属品。 ただし、付属品のみ支給は不可。	—
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具)	次のいずれかに該当する者で、紙おむつ等を必要とする者（3歳以上）	12,000 円/月	ストーマ装具に代わるものとし、便、尿の処理が可能なもの。また、サラシ・ガーゼ・おしりふき等衛生用品。ただし、衛生用品のみ支給は不可。	—
	<p>① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者</p> <p>② 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者</p> <p>③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者</p> <p>④ 体幹 1・2 級かつ次の点を全て満たしていること。</p> <p>A. 障がいの原因となった疾病等の発生時期が 6 歳未満（就学前の幼児を含む）であったもの</p> <p>B. 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの</p> <p>a 自力でトイレに行けないこと。</p> <p>b 自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと。</p> <p>c 介助による定時排泄ができないこと。</p>			
収尿器	下肢又は体幹機能障がい（排尿障がい（特に失禁）のある者）	7,500 円	採尿部と収尿部で構成されるラテックス製又はゴム製のもので、尿の逆流防止装置のついたもの。	1 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助 用具	下肢、体幹機能障がい、 視覚障がい又は乳幼児 期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障が い（移動機能障がいに 限る）を有する者であっ て3級以上 ただし、特殊便器への取 替えをする場合は上肢障 がい2級以上 （6歳以上）	200,000 円	障がい者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住宅改 修を伴うもの。 【住宅改修の範囲】 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化 等のための床又は通路面の 材料の変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への便器の取替 え ⑥その他前各号の住宅改修に 付帯して必要となる住宅改 修	－

留意事項 乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の下肢又は体幹機能障がいに
準じ取り扱うものとする。

別表第2（第2条関係）

【難病患者等】日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	10 年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	100,000 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000 円	尿が自動的に吸収されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000 円	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
移動用リフト（昇降機）	下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000 円	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8 年
訓練用ベット	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200 円	腕、脚等の訓練ができる器具を備えたもの	8 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	入浴に介護を要する者	90,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から5年の期間内に購入する合計額とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
便器	常時介護を要する者	4,450 円 手すり付 15,000 円	難病患者等が容易に使用し得るもの。	8 年
温水洗浄便座操作パネル	上肢機能に障がいのある者	21,600 円	障がい児・者が容易に使用し得るものであって、排泄の自立が図られるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	5 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
移動支援用具	下肢が不自由な者	60,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から8年の期間内に購入する合計額とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
自動消火器	火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	24,200 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年 ※消火器に定められた使用期限を過ぎた場合はこの限りではない。

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	36,000 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	56,400 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
ネブライザー (吸入器) 付電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	73,440 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。 ※ネブライザー (吸入器) 及び電気式たん吸引器単体との併給は不可	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメータ ー)	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能又は視覚に障がいのある者	200,000 円	<p>難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>【住宅改修の範囲】</p> <p>①手すりの取付け</p> <p>②段差の解消</p> <p>③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④引き戸等への扉の変更</p> <p>⑤洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	—

別表第3（第6条関係）

障がい者等の属する世帯の収入区分		徴収金基準	
区分	定義	自己負担 (費用の%)	月額負担上限額 (円)
生活保護	生活保護法による被保護世帯	0%	0円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般	市町村民税課税世帯	10%	37,200円

備考1：市町村民税の課税状況は、申請のあった月が4月から6月までの場合は前年度分、7月から翌年3月の場合は当該年度分を対象とする。

2：日常生活用具給付事業の月額負担上限額については、他の地域生活支援事業とは別に単独で上記の表の金額とする。

日常生活用具給付申請書

申請日 年 月 日

半田市長 様

申請者 (対象者が18歳未満の場合は保護者)

住 所

氏 名

対象者との続柄 ()

電話番号

下記のとおり、日常生活用具給付の申請をします。

なお、日常生活用具給付申請の決定に係る調査のため、半田市長が私及び私の世帯の課税状況等の情報を取得・閲覧することに同意します。

対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	
	個人番号	

※対象者の属する世帯状況について
(配偶者について記入すること。ただし、対象者が18歳未満の場合は、世帯全員)

氏名	続柄	個人番号	氏名	続柄	個人番号

身体・知的・精神 手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日交付
障がい名 (難病患者等は疾患名)	(級 / 判定)		
給付を受けたい 用具の名称			
給付を希望する理由			
希望する業者名			
備考			

(注) 必要書類

- ・給付を受けたい用具の見積書
- ・給付を受けたい用具の詳細が確認できるカタログ等 (ストーマ装具・紙おむつの場合、カタログは不要)
- ・難病患者等は、日常生活用具給付意見書 (様式第2) 及び特定疾患医療費証明書
- ・居宅生活動作補助用具を申請する場合は、工事図面
- ・半田市外から転入された方で、個人番号を記載されない場合は、課税状況を確認するため、課税証明書等の添付が必要です。

日常生活用具給付意見書

氏名	(年 月 日生)
病名	発生 年 月 日 障がいの原因：先天性・後天性（外傷・産業・交通・疾病・その他）
障がいの 状況	※難病患者等は、現在の病状及び在宅での療養が可能であるか等を記入
日常生活 用具の名称	
用具を必要 とする理由	
備考	
<p>上記のとおり日常生活において用具が必要である。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関名</p> <p style="text-align: center;">医 師</p>	

調査書

申請年月日		年 月 日		受付番号		第 号		
対象者	住 所							
	氏 名							
	生年月日				電 話			
世帯員の状況	氏 名	続 柄	市町村民税		生活保護の有無			
			課税状況	所得割額				
			課税・非課税	円	有・無			
			課税・非課税	円				
			課税・非課税	円				
			課税・非課税	円				
			課税・非課税	円				
			課税・非課税	円				
			課税・非課税	円				
		課税・非課税	円					
区分	1. 生活保護		2. 低所得		3. 一般		4. 一定所得以上	
	月額上限0円 負担率0%				月額上限37,200円 負担率10%		なし 負担率100%	
見積額			自己負担額			公費負担額		
円			円			円		
同月内申請に係る決定済み自己負担額				今回決定自己負担額				
円				円				
上記のとおり確認しました。								
年 月 日								
調査者								
【備考欄】								

様

半田市長

印

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日
対象者	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
給付する 用具の名称等			
納入業者	名称		
	所在地		
見積額	基準額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
負担率			
%			
月額負担上限額			
円			
【注意事項】			
1 用具は、利用者が費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものなので、利用者負担額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。			
2 給付された用具を、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは禁じられています。			
3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。			

日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日
氏名		生年月日	
住所			
保護者氏名		続柄	
給付する 用具の名称等			
納入 業者	名称		
	所在地		
見積額	基準額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
負担率			
%			
月額負担上限額			
円			
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
半田市長			
受領 年月日	年 月 日	受領者 氏名	本人との関係（ ）
備 考			

様

半田市長

印

日常生活用具給付決定連絡書

日常生活用具の給付決定については、下記のとおりです。

記

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日
氏名		生年月日	
住所			
見積額	円	基準額	円
利用者負担額	円（ %）	支払期日	
公費負担額	円		
備考			

第 号
年 月 日

様

半田市長 印

日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付けで申請された日常生活用具の給付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。